

議 案 書

教育委員会

令和 6 年 1 2 月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第 5 5 号議案 …………… 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	P 4 ～ 6
日 程 3	第 5 6 号議案 …………… 学校運営協議会の設置について	P 7 ～ 9
日 程 4	第 2 8 号報告 …………… 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 1 0 ～ 1 2

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 6 年 2 月 2 9 日臨時会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 3 月 2 7 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 4 月 2 4 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 5 月 2 9 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 6 月 2 8 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 7 月 2 2 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 7 月 3 0 日臨時会議事録案 ・ ・ ・ 別 添

第 5 5 号議案

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年長崎市教育委員会規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

条例別表第 1 教育委員会 の項第 3 号に掲げる事務	(1) 住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務
--------------------------------	------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

条例別表第 2 教育委員会の項第 3 号に掲げる事務	(1) 住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務	ア この表の条例別表第 2 教育委員会の項第 1 号に掲げる事務の項及び条例別表第 2 教育委員会の項第 2 号に掲げる事務の項に規定する事務で同表特定個人情報の欄に掲げる全ての情報（住登外者に係るものに限る。）
----------------------------	------------------------------	--

別表第 3 に次のように加える。

条例別表第 3 教育委員	(1) 住登外者に係る	ア この表の条例別表第 3 教育委員会の項第 2 号に掲げる事務の項及
--------------	-------------	-------------------------------------

会の項第 4 号に掲げる 事務	宛名情報の 登録又は変 更に関する 事務	び条例別表第 3 教育委員会の項第 3 号に掲げる事務の項に規定する 事務で同表特定個人情報の欄に掲 げる全ての情報（住登外者に係るも のに限る。）
-----------------------	-------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年長崎市条例第 2 4 号）の改正に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務として教育委員会が別に定める個人番号を利用する事務及び特定個人情報を定める必要があるため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
施行規則 新旧対照表 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 以下、略 〕

第 5 6 号議案

学校運営協議会の設置について

次のとおり学校運営協議会を設置する。

1 学校運営協議会を設置する学校

長崎市立形上小学校

2 設置日 承認の日

令和 6 年 1 2 月 2 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき学校運営協議会を設置したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 6 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 照」

○ 長崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（協議会の役割）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の役割を達成できると認める長崎市立小学校条例（昭和39年長崎市条例第20号）別表に掲げる小学校（以下「小学校」という。）又は長崎市立中学校条例（昭和39年長崎市条例第21号）別表に掲げる中学校（以下「中学校」という。）ごとに協議会を設置するものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の小学校又は中学校について、1の協議会を設置することができる。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

〔 中 略 〕

第4条 教育委員会は、第2条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

〔 中 略 〕

(4) 学校運営協議会の委員の任命及び委嘱に関すること。

〔 以下、略 〕